デジタル庁

〇 告示第二十五号

総務省

に に 利 用 基 基 行 づ づ 特 政 手 < き、 定 続 利 個 行政 人情 に 用 お 特 手 け 定 報 る特 個 続 \mathcal{O} 提 人 に 定の 情 お 供 12 け 報 る 関 個 \mathcal{O} する 提 特 人を 供 定 命令 識 に \mathcal{O} 別 関 個 するため す 人 **令** Ś を 和六 命 識 令第 別 年デジ の番 す る 百 1六十二 号の た め タ ル 利 \mathcal{O} 条 庁 用 番 号の 等に関する法律第十九条第八号に基づく \mathcal{O} 内 総 閣 利 務 用等 省令第九号) 総 理 大 に 関 臣 す 及 る法 び 第百六 総 律 務 第 大 十 二 臣 + が 九 条の 定 条 第 め 規 る 八 号 定 事

令和六年五月三十一日

務

及び

情

報

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

É

. 定

8

る。

内閣総理大臣 岸田 文雄

人 を 識 別 す る た \Diamond \mathcal{O} 番 号 \mathcal{O} 利 用 等 に 関 す る 法 律 第 + 九 条 第 八 号 に 基 づ <

総

務

大臣

松

本

剛

明

 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 上 欄 に 掲 げ る 事 務とし 同 条 \mathcal{O} 内 閣 総 理大臣 及び 総務 大臣 が 定め る 情 報 は 同 表 \mathcal{O} 下 欄 に 掲げ

る情報とする。

利

用

特

定

個

人

情

報

 \mathcal{O}

提

供

12

関

す

る

命

令

第

百

六

十二条

の内

閣

総

理

大

臣

及

び

総

務

大

臣

が

定

8

る

事

務

は

次

行

政

手

続

に

お

け

る

特

定

 \mathcal{O}

個

事務

措置 扶養手当関係情報 法 施に関する情報をいう。 生活保護関係情報 法律第百三十三号) 三十七号) による入所等の措置の実施に関する情報、 実施に関する情報 給される給付をいう。 般会計補正予算における、 低 した税額又はその算定の基礎となる事項 |扶養手当の支給に関する情報をいう。 律 所 令 別児童扶養手当等の支給に関する法律 第二百二十六号) の実施に関する情報、 得者支援給付 和 六 年 による入所等 度 秋 、田県能: 金 (児童扶養手当法 (生活保護法 (児童福 による福 その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定 代 (原 の措置 の支給を実施するための基礎とする情報 以下同じ。 市 身体障害者福祉法 祉法 秋田 油 電 祉 価 力 県能代市から、 0 0 格や物価 (昭 (昭和二十二年法律第百六十四号) による入所等の ガス 措 実 置の 施に関する情報及び老人福祉法 和二十五年法律第百四十四号) (昭和三十六年法律第二百三十八号) による児 以下同じ。 に関する情報をいう。 実施に関する情報をいう。 「高騰等の影響に鑑 地方税関係情報 食料品等価 知的障害者福祉 (昭和三十九年法律第百三十四号) (昭和二十四年法律第二百八十三号) 低 所得者世帯を支援する観点から支 格 高 特別児童扶養手当関係情 騰 (地方税法 み、 法 重点支援給付金 (昭和三十五年法律第 以下同じ。 令和六年度能代市 (入所等の措 による保護の実 以下同じ。)、 (昭和二十五年 (昭和三十八年 能 によ 児童 置の 代市 特別 民税 品等 課 令

に関する情報をいう。

以下同じ。

公的給付支給等口座

登録簿関係情報

(公的給

この支給

支給等の

迅速か

0

確実な実施の

ため

Ó

預貯

П

座

 \mathcal{O}

登

録等に関

する法律

以和

法

律

第三

/号)

第三条第三

項

第

뭉

か

b

第金

三号ま

いでに

掲

だげる事

項を

う。令

定量手当

法

(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当又は特例給付

以下同じ。

児童手当関係情報

る特

別児童扶養手当の支給に関する情報をいう。

情報

定する必要が 得者支援給付 方税法第五条第1 関する 及び する同号に 和 六年 区 価)公的給: 個 が 格 度秋 同 高 人に係るものに限る。 法第 騰 田県 付支給等口座登録簿関係情 掲げる税を含む。 ある者に係る市 金 重 点支援給付金 二項第一号に掲げる市 条第二 の支給要件の該当性 能 代市 電力 項の規定によっ 町村民税)をい (能代 以下同じ。 ガ ス 市 町 を 低 食 地地 7 村 判 料 報 所

押禁止 給付金 る情報、 令和 る 支給される給付金であって、 条第一号ハからホまでに掲げる個人又は世帯その他これに準ずる個人又は世帯に対 給される給付金であって、 第二号に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的 騰対策給付金をいう。 押禁止等に関する法律 備費使用に係る子育て世帯 に関する法律 五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る子育て関連給付金に係る差押禁止等 下同じ。 し給付金を支給することを目的 給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金 して国が交付する交付金を財源として市町村 同 r. V. 油価 五. 等に関する法律施行規則 年内閣府 田 (第二号))の支給に関する情報、 格や 関する情報を含む。 令和五年度物価高騰対策給付金 県能代市から、 物価高騰等 令 (令和五年法律第四十二号) 和 総務省 (物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則 兀 年 以下同じ。 度 (令和五年法律第八十一号) 地域住民を支援する観点から支給される給付金をいう。 の影響に鑑み、 秋 同令第一 財務省令第一号) 生活支援特別給付金をいう。 田 同令第一条第 県 0 として国が交付する交付金を財源として市町 能 (令和五 管理に関する事務 令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金 代 の支給に関する情報、 条各号に掲げるものをいう。 市エ 年内閣府· ネル 令和四年度能代市 (第 一 第一条第二項に規定する令和五年三月予 一号に掲げるものをいう。 第二条第一号イ、 ギ (特別区を含む。 号)] 第二条第一号に規定する物価 食料品 総務省· (物価高騰対策給付金に係る差 (物価高騰対策給付金に係る差 以下同じ。 令和五年度物価 価 般会計補正予算に 格高 財務省令第 以下同じ。)から支 口 以下同じ。 及び 騰)の支給に関 対 以下同じ。 応緊急 へ並びに同 号) 高騰 村 助 の支 から 対 お 成 以 け

み、 生活支援特別給付金の支給に関する情報、 ギー・食料品価格高騰対応緊急助成金の支給に関する情報、 当関係情報、 る情報を含む。 支援する観点から支給される給付をいう。)の支給を実施するための基礎とする情 の支給に関する情報及び令和五年度物価高騰対策給付金 令和六年 (地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童手 令和六年度能代市一般会計補正予算における、 度秋田県能代市定額 公的給付支給等口座登録簿関係情報、 の管理に関する事務 減税補足給付 令和五年度物価高騰対策給付金(第一号 金 (原 令和四年度秋田県能代市エネル 秋田県能代市から、 油価格や物価高騰等の影響に (第二号) の支給に関す 令和五年度子育て世帯 地域住民を 鑑

口座登録簿関係情報に関する情報る者に係る市町村民税及び公的給付支給等金の支給要件の該当性を判定する必要があかれ、年度秋田県能代市定額減税補足給付

情報、 県燕市 情 報 金 価 実施するための基礎とする情報 価 の支給に関する情報を含む。 高 替により納付する場合又は地方税等を還付する場合に利用する口座情報をいう。 令 や物 騰対策給付金 令和五年度物価高騰対策給付金 和 (地方税、 から、 地方税関係情報、 六 価高 年 度 低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。)の支給 騰等の影響に鑑み、 新潟県燕市 介護保険料若しくは水道料金 (第二号) 公的給付支給等口座登録簿関係情報、 低 所得者支援及び定額減税補足給 の支給に関する情報及び令和)の管理に関する事務 (入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係 令和六年度燕市一般会計当初予算における、 (第 一 号) (以 下 の支給に関する情報、 「地方税等」という。 六年度物価高騰対策給付 付 金 地方税等の振替口座 (調整給付) 令和五年度物)を口座 (原 新潟 を 油

掲げる市 規定によって課する同号に掲げる税を含む 町村民税 令 報 \mathcal{O} 額 該当性 **S**減税補 に関する情 和 をい 及び公的 六 年 V. を判定する必要がある者に係る市 足給付金 町村民税 度新潟県 (地 特別区が同法第一条第二項 方税法第五条第二項第一号に 給付支給等口座登録簿関係情 派市 (個人に係るものに限 (調整給付) 低所得者支援及び の支給要件 る 定

るための 市 価 から、 高 令 騰等 和 六 基礎とする情報 高齢者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。 \dot{O} 年 影響に鑑 度 山梨県北杜 み、 令 市後期 (公的給付支給等口座登録簿関係情報を含む。 和六年度北杜市 高 齢 |者 世帯電気料金高騰対策支援金 般会計当初予算における、)の支給を実施 (原:)の管理に 山梨県北 油 価格 や物 杜 す

兀

関する事務

給等 を判定する必要がある者に係る公的給付 令 気料金高騰対策支援金の支給要件の該当性 和 六年 口座 度 登録簿関係情報に関する情報 Ш [梨県北 杜 市後期高齢者 世 帯 電

五 子育て世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。)の支給に関する情報 の影響に鑑み、 令和五年度物価高騰対策給付金 るための基礎とする情報(児童手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報 市 価 から、 高騰等 令和五年度静岡県熱海市子育て世帯生活支援特別給付金 令 和六年 対策給付金の支給に関する情報を含む。 子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。 の影響に鑑み、 度静岡県熱海市子育て世帯物価高騰対策支援特別給付金 令和五年度熱海市一般会計補正予算における、 令和五年度熱海市一般会計補正予算における、 (第二号) の支給に関する情報及び令和六年度物価)の管理に関する事務 (原油価格や物価高騰等 静岡県熱海市から、)の支給を実施す (原油価格 静岡県熱海 や物

給等口座登録簿関係情報に関する情報を判定する必要がある者に係る公的給付支騰対策支援特別給付金の支給要件の該当性騰可、受益の表別の方針を開始。

附

則

この告示は、 公布の日から適用する。